

令和元年5月8日

国税庁課税部審理室審理第2係 御中

全国生命保険労働組合連合会  
中央執行委員長 大北 隆典



「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）ほか1件の一部改正（案）  
(定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い)等に対する意見

平成31年4月11日付で、意見・情報の募集手続に付されております標記の件につきまして、当連合会としての意見・要望を下記の通り申し述べます。

ご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

記

○意見：

「『法人税基本通達の制定について』（法令解釈通達）ほか1件の一部改正（案）（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）等」（以下、「改正案」）について、出来る限り早期に内容を確定いただきたい。

その際、「改正案」にて示されている「適用時期」については、「改正案」通りの内容にて、確定いただきたい。

○理由：

貴庁から各生命保険会社に対して、法人が支払う定期保険、第三分野保険の保険料に関する税務取扱いの見直しを検討している旨の通知がなされたことを受け、現在、全ての生命保険会社において、お客さまにご迷惑をかけない様に見直しの対象となる保険の販売を停止している。

こうした状況下において、当連合会に対し、多くの組合員から、主に、以下のようない不安の声が多数寄せられている。

- ・販売を停止すること自体は大きくは理解するものの、こうした状況が長引いた場合、お客さまからのお問い合わせにお応えすることができず、かえってお客さまにご迷惑やご不安な思いをおかけしてしまうのではないか。そうならない様に、一日でも早く、見直し後のルールが明確となり、販売が再開できるようにしてほしい。
- ・既にご契約いただいているお客さまに対しご迷惑をおかけしない様、是非、見直し後のルールの適用の対象については、見直し後のルールの通達以後の契約にてお願いしたい。
- ・販売停止が長引いた場合に、今後、自分たちの雇用や待遇にどの様な影響が出てくるのか不安だ。

今般の見直しに当たっては、例えば、「『法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱い』の一部改正」について、平成19年3月に貴庁より一部見直す旨の通知がなされた後、意見公募手続が実施されるまで約9か月かかったことと比較して、速やかに意見公募手続が実施されており、評価できると考えているが、一方で、見直し後のルールが確定するまでは見直しの対象となる保険の販売停止が継続するため、これら組合員からの切なる声を踏まえ、出来る限り早期に内容を確定いただきたい。

その際、「改正案」において見直し後のルールの適用時期については見直し後のルールの発遣日以後の契約である旨、明記されている点については、組合員からの声と併せて、予測可能性の確保の観点なども踏まえ、「改正案」通りの内容にて、確定いただきたい。

以上